

KIAN ハローかわさき

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語

協会HP (<http://www.kian.or.jp/hlkwsk.html>) にのせています。

(財)川崎市国際交流協会 〒211-0033神奈川県川崎市中原区木月祇園町2-2 TEL044-435-7000 Fax044-435-7010

<http://www.kian.or.jp/> E-mail: kiankawasaki@kian.or.jp

市営住宅入居者募集 市営住宅に 住みたい人は 申し込んでください。

【市営住宅とは?】市営住宅は 住むところに困っている人や 収入が 少ない人のための 家です。安いです。

日本の国 と川崎市が 作りました。申し込みを するときや 住んでからも 少し ルールが あります。

礼金や 更新料は ありません。毎年 収入を 調べて 家賃を きめます。

【申し込みができる人】(1) 今 川崎市に 住んでいる人や 1年以上 川崎市で 働いている人

(2) 住む家がない人や 家のことで 困っている人 など

(3) 収入の 多い 人は 入れません。

【申し込みの日】川崎市営住宅の 申し込みは 毎年2回 あります。

1、《5月21日から31日ごろ》～《6月初めごろ》 住むのは 10月～来年3月ごろです。

2、《10月21日から31日ごろ》～《11月初めごろ》 住むのは 来年4月～9月ごろです。

今年は、東日本大震災の被災者支援も行われており、1の申込みは延期される予定です。

【問合せ】川崎市 住宅供給公社 公営住宅部 市営住宅 管理課 TEL 044(244)7578

<http://www.kawasaki-jk.or.jp/shiei/index.php4>



「外国人のための 市営住宅 申込書の 書き方」 説明をします。

市営住宅に 申し込みたい人は 来てください。申込書の 書き方を 教えます。

【いつ】 5月29日(日曜日) 午後1時30分 ～ 4時

【ところ】川崎市国際交流センター(東急東横線・目黒線「元住吉」駅 徒歩12分)

【持ってきてください】 去年1年間に働いた 収入の全部が わかるもの (源泉徴収書など)

【人数】 20人まで (5月20日までに 電話で 予約してください。)

川崎市国際交流協会 TEL.044-435-7000 FAX.044-435-7010



「DV (ドメスティック・バイオレンス) の多言語相談」 相談して下さい。

DVは「配偶者(夫や妻)が 暴力をする(たたいたりして いじめる)こと」です。

家の中で パートナーに 暴力で いうことを きかせることです。事実婚(結婚届けを 出していませんが

いっしょに 住んでいる)の人 や 離婚したあとの 暴力も 含まれます。

子どもの前での DVは 子どもの 心と からだに 強い傷が できます。

また、DVは 犯罪になることも あります。まわりの人も 協力して DVを なくさなければなりません。

心配がある人は 相談してください。



相談するところ

* 神奈川県 配偶者 暴力相談 支援センター 月曜日～土曜日の 10:00～17:00

電話してください

日本語 ☎045-313-0745

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語 ☎050-1501-2803

* 川崎市 男女 共同参画 センターの「ハロー・ウィメンズ 110番」 ☎044-811-8600

* 川崎市 人権オンブズパーソン ☎044-813-3111)

* 国際交流センターの「外国人 市民向けの相談窓口」 ☎044-435-7000

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語で 話します。

東日本大震災 地震災害による 在留期間の 延長等の 出入国管理の 決まり について

法務省の 2011年3月16日のお知らせにより 次の条件をみたす 人は 在留期間が 2011年8月31日に 延びます。

- ア 在留資格を 持っている人
- イ 在留期間が 2011年8月30日までに 終わる人
- ウ 「東日本大震災地に いた人」 又は 「外国人登録原票に 書かれた所が 震災地の 人」

地震が 起きた時 在留期間の 特例で 在留している 時や 外国人登録法での 家が 特定区域に ある人 で 再入国 許可があり 出国していた 人が 2011年8月30日までに 再入国した場合 (再入国 出来る時 までに再入国した 場合)も 延びます。

【問合せ】: 外国人在留総合インフォメーションセンター (0570-013904、(I P、P H S、海外:03-5796-7112))
 または近くの地方入国管理局(横浜支局045-769-1720、川崎出張所 044-965-0012)

震災が起きて途中帰国した外国人留学生の人へ

震災の後 多くの 外国人留学生が 日本から 出国しています。 急いで 出国したため 再入国許可を 取らずに 出国した 人も います。 その場合 4月からの 新学期のために 新しい ビザが 必要です。 このような人には 外務省と 協力して 新学期に 間に合うよう 特別に 手続きを 簡単にして 出来るだけ 短い時間で 日本国大使館・領事館 から 新しいビザ を 受けることが できるようになりました。



【問合せ】: 外務省領事サービスセンター査証班(電話03-5501-8431)、または、近くの日本国大使館・領事館

被災者の安否確認調査について(出国の問い合わせ)

法務省入国管理局では 東日本大地震で 被災されたかもしれない 人の 安否確認の (無事確かめる) ため 日本から出国しているか どうかの 問い合わせを してくれます。

電話 FAX 又は 電子メールで 問い合わせをしたい 外国人の国籍、名前、誕生日、男か女か、住所 と 問い合わせる人の 国籍、名前、誕生日、男か女か、住所、電話番号(FAX番号)、問い合わせたい外国人との 関係に 日本語 または 英語で 伝えて ください。

【問合せ】: 法務省入国管理局総務課出入国情報管理室
 電話番号 03-3592-8120 FAX 03-3592-8129 電子メール nyukan44@moj.go.jp

「川崎市国際交流センターの外国人相談」について 何か聞きたいことや 困ったことはありませんか?

・相談時間 (午前10時から12時 午後1時から4時) 電話 044-435-7000 (無料です)

言語	曜日	言語	曜日
英語	月曜日から土曜日	中国語	火曜日・水曜日・金曜日
ポルトガル語	火曜日・金曜日	スペイン語	火曜日・水曜日
韓国・朝鮮語	火曜日・木曜日	タガログ語	火曜日・水曜日



・川崎区役所 無料外国人相談 (面談)

言語	曜日	時間
英語	第1、第3木曜日	午後2時から 4時半
中国語	第1、第3火曜日	午後2時から 4時半
タガログ語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時

・麻生区役所 無料外国人相談 (面談)

言語	曜日	時間
英語	第1、第3木曜日	午前9時半から 12時
中国語	第1、第3火曜日	午前9時半から 12時
タガログ語	第1、第3水曜日	午後2時から 4時半

* 行政書士による無料相談会(日本語) 場所: 国際交流センター2階 協会会議室
 ・日時: 5月15日 の日曜日 午後2時から4時 (通訳は 予約が 必要です。)